公　告

諸　事　項

工 場 財 団

北海道函館市富岡町一丁目２番１号**道南水力発電合同会社**の工場財団に北海道函館市臼尻町721番地１渡島東部管理区10林班98小班磯谷川第一発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月15日

函館地方法務局八雲支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

１　処分をした年月日　令和７年３月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　レジル株式会社　丹治　保積　大阪府大阪市浪速区湊町１－４－38　国土交通大臣許可（特－３）第22158号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年３月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。